

川崎市指令環廃 第235号

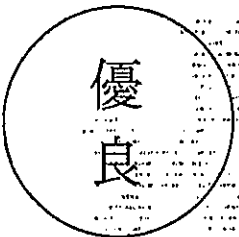
許可番号 第05720004313号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J.&F環境 株式会社

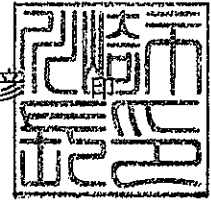
代表取締役 露口 哲男 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

令和4年11月30日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日 令和4年11月1日

許可の有効期限 令和11年10月31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎、焼却、脱水、破碎・圧縮固化、脱水・焼却、圧縮固化、破碎・焼却、破碎分離、破碎分離・焼却)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず
以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、
(オ) 廃プラスチック類、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、(ク) 繊維くず、
(ケ) 動植物性残渣、(コ) ゴムくず、(サ) 金属くず、(シ) ガラスくず
以上12種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ウ 脱水に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油 以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

エ 破碎・圧縮固化に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず、(キ) ガラスくず、(ク) がれき類
以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

オ 脱水・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油 以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

カ 圧縮固化に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず
以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

キ 破碎・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃プラスチック類、(ウ) 紙くず、(エ) 木くず、
(オ) 繊維くず、(カ) ゴムくず、(キ) 金属くず、(ク) ガラスくず
以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

ク 破碎分離に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず
以上2種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

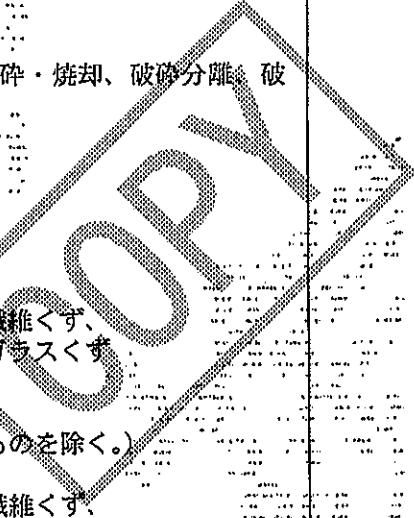
ケ 破碎分離・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃プラスチック類、(エ) 金属くず
以上4種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物は、破碎施設No.2、No.3で処理するものに限る。

イ 破碎施設No.2、No.3に係る金属くずは、廃プラスチック類に付着したものに限る。



- ウ 脱水に係る廃油は、泥状のものに限る。
- エ 破碎・圧縮固化に係るゴムくず、がれき類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくずは、シュレッダーダストに限る。
- オ 脱水・焼却に係る廃油は、泥状のものに限る。
- カ 破碎・焼却に係る産業廃棄物のうち、破碎施設No.4で処理するものは、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくずに限る。
ただし、汚泥は容器の内容物であるものに限る。
- キ 破碎分離に係る金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。
- ク 破碎分離・焼却に係る汚泥、廃油、金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。
- ケ 圧縮固化に係る金属くずは、40mm以下のもの、かつ廃プラスチック類と圧縮固化処理を行うものに限る。

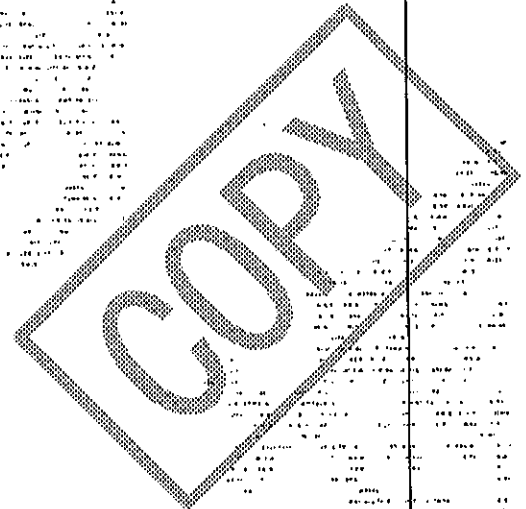
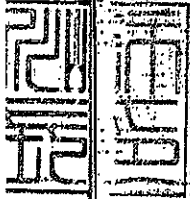
2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和4年11月1日 更新許可
令和4年11月1日 優良認定

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種別及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎施設 No. 2) (設置年月日 平成22年 5月 1日) (許可年月日 平成22年 3月 31日) (許可番号 第1198号)	42t/日 (廃プラスチック類、金属くず) 73.2t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず)	川崎市川崎区扇島1 0番 (5669 m ²)
イ 圧縮固化施設 (圧縮固化施設 No. 1) (設置年月日 平成12年 4月 1日)	72t/日 (廃プラスチック類、金属くず) 61.55t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず)	
ウ 圧縮固化施設 (圧縮固化施設 No. 2) (設置年月日 平成14年10月 1日)	72t/日 (廃プラスチック類、金属くず) 61.55t/日 (廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず)	
エ 破碎施設 (破碎施設 No. 3) (設置年月日 平成15年10月28日) (許可年月日 平成15年10月 1日) (許可番号 第1133号)	48t/日 (廃プラスチック類、金属くず)	川崎市川崎区水窪町 699番地38ほか (14312 m ²)
オ 破碎施設 (破碎施設 No. 4) (設置年月日 平成17年12月28日) (許可年月日 平成23年 1月 1日) (許可番号 第1199号)	100.8t/日 (ガラスくず) 40.8t/日 (廃プラスチック類) 79.2t/日 (木くず)	川崎市川崎区扇町5 番73ほか (7981.7 m ²)
カ 破碎施設 (破碎施設 No. 7) (設置年月日 平成27年10月 1日)	6.5t/日 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず)	
キ 焼却施設 (焼却施設) (設置年月日 平成17年12月28日) (許可年月日 平成16年12月 9日) (許可番号 第1140号)	219.9t/日 (混合焼却) 196.5t/日 (汚泥) 25m ³ /日 (廃油) 54.2t/日 (廃プラスチック類) 190.4t/日 (廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず)	
ク 脱水施設 (脱水施設) (設置年月日 平成31年 2月15日) (許可年月日 平成31年 1月28日) (許可番号 第1237号)	23.3m ³ /日 (汚泥、廃油)	

(2) 施設の種別及び能力

施設の種別	処理能力	備考
破碎施設一式	42t/日	破碎施設 No. 2
破碎施設一式	48t/日	破碎施設 No. 3
焼却施設一式	219.9t/日	焼却施設
脱水施設一式	23.3m ³ /日	脱水施設

破碎・圧縮固化施設一式	73.2 t/日	破碎施設 No. 2、圧縮固化施設 No. 1、No. 2
脱水・焼却施設一式	23.3 m ³ /日	脱水施設、焼却施設
破碎・焼却施設一式	42 t/日	破碎施設 No. 2、焼却施設
破碎・焼却施設一式	100.8 t/日	破碎施設 No. 4、焼却施設
破碎分離施設一式	6.5 t/日	破碎施設 No. 7
破碎分離・焼却施設一式	6.5 t/日	破碎施設 No. 7、焼却施設
圧縮固化施設一式	144 t/日	圧縮固化施設 No. 1、No. 2

2015
10
15

COPY